

広島市優良技能勤労者表彰要領

1 目的

この要領は、永く同一の職業に従事し、技能の鍛錬や後進の育成などに努めている優秀な技能者等を讃えることにより、勤労意欲を高め、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

2 表彰の対象者

別表1に掲げる職業従事者とする。

3 表彰基準

(1) 広島市表彰条例（昭和24年4月1日広島市条例第13号。）第1条第2号に該当する者のうち、表彰日の属する年の6月1日において、次のすべての要件を備えている者とする。

ア 広島市内の民間企業に勤務していること。

イ 同一の職業に20年以上の経験を有し、かつ、現にその職業に従事していること。ただし、障害者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者をいう。以下同じ。）及び高齢者（満年齢が65歳以上の者をいう。以下同じ。）については、経験年数を10年以上とする。

ウ 管理職でないこと。

エ 勤務成績が優秀で他の勤労者の模範と認められること。

オ 過去、優良勤労者として市長表彰を受けたことがないこと。

カ 満年齢が40歳以上であること。ただし、障害者はこの限りでない。

(2) 被表彰者は、同一事業所から1名とする。ただし、障害者及び高齢者については、同一事業所から別に1名を表彰することができるものとする。

4 被表彰者数

当該年度予算の範囲内とする。

5 推薦

(1) 3に指定する要件に該当する者を推薦できる関係団体等（以下「推薦団体等」という。）は、別表2のとおりとする。

(2) 推荐団体等は、別紙1及び別紙2の推薦書により、市長に推薦するものとする。

(3) 推荐の数は、推荐団体等の規模に応じて推薦枠を別途設定するものとする。

(4) 優良勤労者として推薦された後に、次のいずれかに該当することとなった場合、推薦者は、すみやかにその旨を市長に報告しなければならない。

ア 死亡した場合

イ 優良勤労者として推薦されるにふさわしくない事由が発生した場合

(5) 前項の規定により、その報告があった場合は、これらの者は表彰の対象としない。ただし、死亡した場合において、死亡当日に3の基準を満たしている者を除く。

6 選考

市長は、推薦を受けたときは3の基準に照らして選考し、市長が被表彰者を決定する。

7 表彰の方法

(1) 市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を贈り、表彰を行う。ただし、死亡した場合、その表彰状及び記念品は、その者の遺族に贈る。

(2) 表彰の実施に係る日時、場所については、経済観光局長が決定する。

8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、経済観光局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成10年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成11年7月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年5月23日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月30日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

別表1

- 1 専門的・技術的職業従事者（法務従事者、教員、宗教家並びにその他の専門的職業従事者中の図書館司書、学芸員及び個人教師を除く。）
- 2 販売従事者（商品販売従事者中の小売店主、卸売店主及び飲食店主を除く。）
- 3 サービス職業従事者
- 4 保安職業従事者（自衛官、司法警察職員並びにその他の保安職業従事者中の看守及び消防員を除く。）
- 5 農林漁業従事者
- 6 生産工程従事者
- 7 輸送・機械運転従事者
- 8 建設・採掘従事者
- 9 運搬・清掃・包装等従事者（郵便・電報外務員を除く。）

※この分類は、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定：総務省）の区分による。

別表2

推薦団体等	所 管	備 考
各種職種団体等	旧市内地区	広島商工会議所調製の名簿及び中小企業団体中央会会員名簿等に基づく
広島東商工会	安芸地区	
広島安芸商工会	〃	
祇園町商工会	安佐地区	
安古市町商工会	〃	
沼田町商工会	〃	
広島安佐商工会	〃	
高陽町商工会	〃	
五日市商工会	佐伯地区	